

	改正前	改正後
出国時の譲渡所得課税の特例	(新設)	1. 概要 国内に住所等を有しなくなる国外転出をする居住者が有する有価証券等・未決済デリバティブ取引等は、国外転出の際に、有価証券等の譲渡および未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、譲渡所得等を課税する。 ①国外転出の日までに納税管理人の届出をした場合 …国外転出時の価額で課税 ②上記①以外の場合 …国外転出の予定日の3ヵ月前の日における価額で課税 2. 対象者 ・1①②の合計額が1億円以上である者 ・国外転出の日前10年以内に、国内に5年超住所等を有していた者 3. 5年以内に帰国した場合 国外転出後、5年以内に帰国した場合には、この課税は取り消される。その際、帰国後4ヵ月以内に更正の請求をしなければならない。 4. 納税猶予 納税資金が不十分であることを勘案し、所得税の納税猶予制度を創設する。 納税猶予制度を受けるためには、適切な額の担保提供が必要であり、かつ納税管理人により毎年納税猶予継続届出書の提出が必要となる。 納税猶予の期間は最長10年とする。 5. 納税猶予期限内の譲渡等 納税猶予の期限までに有価証券等の譲渡および未決済デリバティブ取引等の決済をした場合には、譲渡等をした分については、譲渡等の日以後4ヵ月後の日において納税猶予の期限とし、適正な税額を納付する必要がある。 6. 納税猶予の期限が到来した場合 納税猶予の期限が到来した場合には、到来した日において有価証券等の譲渡および未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、譲渡等の日以後4ヵ月後までの間に、適正な税額を納付する必要がある。 ※この特例は、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合において適用
解説 23ページ		
NISA口座と納税者番号制度 解説 20ページ	(新設)	NISA口座開設において、個人番号を用いることにより、平成30年以後のNISA口座開設手続きを簡素化することを目指す。
特定口座の追加措置	(新設)	1. 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更、株式分割等で割り当てられる株式特別口座から特定口座への受入れは、組織変更による割当て後10年以内のものに限る。 2. 出国口座から特定口座へ移管できる上場株式等の範囲に、るいとうを加える。 3. 平成28年中の特定公社債等の特定口座への受け入れについて、国外発行の公社債投資信託等および「証券投資信託以外の投資信託の受益権で受入一般取得上場株式等に該当するもの」については、受益証券基準価額帳に記載される価額により特定口座に受け入れることができる。 ※2、3の改正は、平成28年1月1日以後に特定口座に受け入れる上場株式等について適用
解説 25ページ		

Part.1

ひと目でわかる！
平成27年度税制改正大綱の改正内容一覧表

※本表は右ページより左ページの順にお読みください。

	改正前	改正後
NISA	1. 非課税口座設置期間 平成26年1月1日～平成35年12月31日 2. 非課税維持期間 最長5年 3. 口座開設手続き NISA口座を開設する証券会社は、毎年変更することができる。 4. 非課税投資額 1年100万円 5. ロールオーバー 5年間の非課税期間終了後に、次の非課税枠に移管して、非課税を継続することができる。	1. 非課税口座設置期間 (同左) 2. 非課税維持期間 (同左) 3. 口座開設手続き (同左) 4. 非課税投資額 1年120万円 5. ロールオーバー (同左) ※平成28年分以後の非課税管理勘定について適用
解説 20ページ		
ジュニアNISA	(新設)	1. 未成年者口座設置期間 平成28年1月1日～平成35年12月31日 2. 非課税維持期間 最長5年 3. 口座開設手続き その年1月1日において20歳未満である者が、口座を開設することができる。未成年者口座を開設する証券会社は、毎年変更することができる。 4. 非課税投資額 1年80万円 5年間の非課税期間終了後に、継続管理勘定に移管して、非課税を継続することができる。 5. 期間中途の払出し不可 3月31日において18歳になる年の前年末までは、未成年者口座内の上場株式等の払い戻しを行うと、過去の利益についても課税される。 6. NISA口座への移管 その年1月1日において未成年者口座開設者が20歳の場合は、未成年者口座をNISA口座へ変更することができる。 ※平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設申込みがされ、同年4月1日から未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用
解説 20ページ		